主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、弁護人近藤勝の上告趣意第一点は、憲法違反をいうが、道路交通法七二条一項後段の規定により、事故内容の報告義務を課することが、憲法三八条一項に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和三七年五月二日大法廷判決、刑集一六巻五号四九五頁)の趣旨とするところであるから、所論は理由がなく、その余の論旨は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四六年三月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	色	Ш	幸太	郎
裁判官	村	上	朝	_
裁判官	小	Ш	信	雄